

# 広島市・廿日市市地域公共交通利用円滑化協議会事務局規程

平成20年 2月29日制定

平成20年 4月 1日改正

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・廿日市市地域公共交通利用円滑化協議会規約第8条の規定に基づき、広島市・廿日市市地域公共交通利用円滑化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、広島市道路交通局都市交通部公共交通計画担当課長をもって充てる。

3 事務局員は、広島市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、広島市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、広島市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

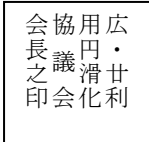
附 則

この規程は、平成20年 2月29日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年 4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

| 名称                      | ひな形   | 書体 | 形状  | 寸法<br>(ミリメートル) | 用途                       | 個数 | 管理者  |
|-------------------------|---|----|-----|----------------|--------------------------|----|------|
| 広・甘利用<br>円滑化協議<br>会会長之印 |  | 明朝 | 正方形 | 18×18          | 会長名<br>をもつ<br>て発す<br>る文書 | 1  | 事務局長 |